西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI

危機管理ニューズレター
アジアニューズレター

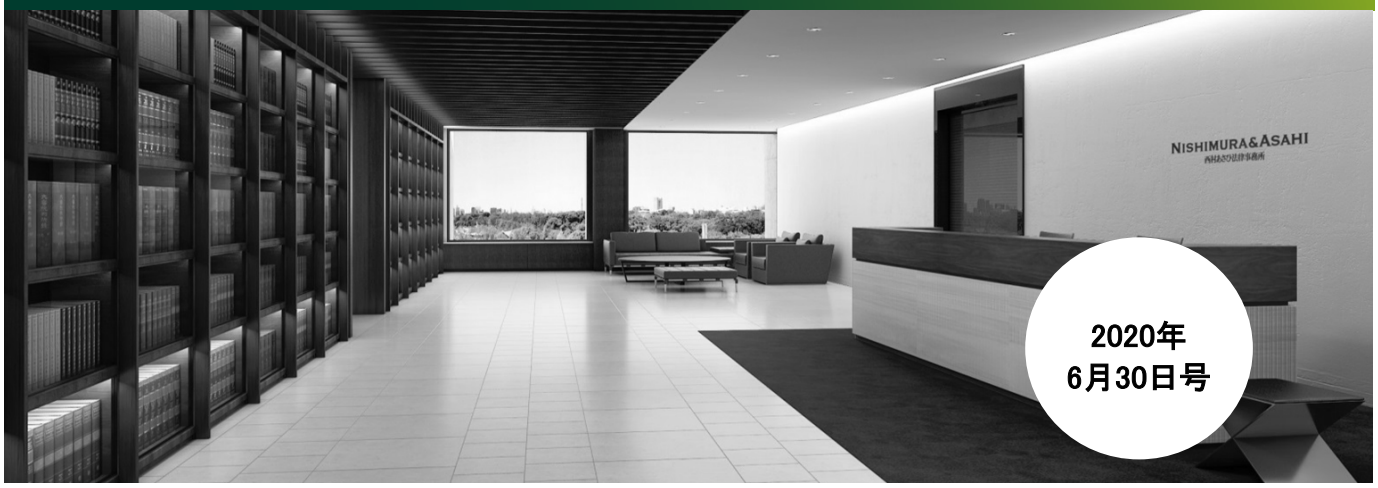

2020年
6月30日号

タイにおける個人情報保護法(PDPA)の概要

執筆者：勝部　純、Chanakarn Boonyasith、Pitchabsorn Whangruammit

はじめに

タイ 2019 年個人情報保護法(Personal Data Protection Act。以下「**PDPA**」といいます。)は、タイにおいてほとんどの民間部門に広く適用される、最初の個人データ保護法です。従前、タイにおける個人データ保護については、政府部門(政府当局に保管されている個人データ情報に関する。)、電気通信事業、信用調査機関等、特定の部門・事業に対してのみ適用されていました。なお、上記の特定の事業については、PDPA において、PDPA に加えて既存適用法令も引き続き遵守することを義務付けられています。

PDPA は、2019 年 5 月 27 日に発効しており、2020 年 5 月 27 日において、その規定の大部分(特に重要なものとして、個人データの保護、個人データに係る権利、苦情申立、罰則に関する規定等)が施行される予定でしたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業者が PDPA の施行について理解し準備する時間的猶予を設けるため、2020 年 5 月 27 日から 2021 年 5 月 31 日までの期間において PDPA の執行を免除する旨の国王令が、2020 年 5 月 21 日に発出されました。また、本ニューズレターの執筆時点において、個人情報保護委員会の議長及び役員の選任基準に関するものを除き、PDPA の下位法令等は成立しておりません。そのため、一部の領域については、関係当局により明確なガイドラインが示されることが待たれています。上記状況を踏まえ、タイで事業を行う企業は、2021 年 6 月 1 日までに、PDPA 遵守のための準備を進めるとともに、PDPA において必要となる措置を行っておくことが肝要です。

PDPA は、その大部分が、EU の一般データ保護規則(General Data Protection Regulation。以下「**GDPR**」といいます。)の規定に倣っています。そのため、今後 PDPA がタイにおける個人データ保護にどのような影響を及ぼす可能性があるかを把握するため、GDPR に精通しておくことは有益であると思われます。もっとも、GDPR と PDPA の間には差異もあり、PDPA は必ずしも全ての点において GDPR と同じように解釈されるものではない点は、留意する必要があります。

以下では、PDPA における重要点について紹介します。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。
本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所　広報室（E-mail: newsletter@jurists.co.jp）

© Nishimura & Asahi 2020

1. 個人データの収集、利用又は開示

GDPR のように個人データの「処理」を規制する代わりに、PDPA は、一般に、個人データの「収集、使用又は開示」に対する保護について規制しています。例えば、PDPA においては、個人データの収集、使用又は開示の際に、データ主体の同意を得る必要があります。なお、「処理」という用語が GDPR において明確に定義されているのに対し、「収集、使用又は開示」という用語について PDPA には定義されていません。「収集、使用又は開示」という用語がタイにおいて比較的広い範囲の意味を持つため、個人データに関する行為の多くが上記用語の範囲に含まれることになると思われます。

2. 定義

PDPA6 条には、用語の定義が規定されており、重要なものとしては以下のものがあります。なお、「同意」、「個人データ侵害」、「プロファイリング」といった、GDPR 上の重要な用語の一部は、PDPA では定義されていません。

- 「個人データ」とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、その者を特定することができる、その者に関するあらゆる情報を意味する(ただし、死亡した者の情報は含まない。)。
- 「データ管理者」とは、個人データの収集、使用又は開示に関して決定する権限及び義務を有する者又は法人を意味する。
- 「データ処理者」とは、データ管理者の命令に基づき又はデータ管理者に代わって個人データの収集、使用又は開示に関する業務を行う者又は法人を意味する。
- 「者」とは、自然人をいう。

3. PDPA が施行されるまでに収集された個人情報の取扱い

PDPA の発効日(2021 年 6 月 1 日)以前に収集された個人データについては、データ管理者は、収集時の当初の目的の範囲内に限り、引き続き当該個人データを収集及び使用することができます(PDPA95 条の経過規定に基づくもの。)。当初の目的が明確でない場合、データ管理者は、一般の者がデータ管理者に合理的に期待する範囲内で、当該個人データの収集及び使用を制限しなければなりません。さらに、PDPA95 条は、データ主体がデータ管理者による自己の個人データの収集及び使用を継続することを希望しない場合にデータ管理者に対して同意撤回の意思を容易に通知できる方法を定め、公表することをデータ管理者に義務付けています。

また、個人データの開示、及び、個人データの収集・使用以外の行為については、データ管理者は PDPA を遵守することが必要となります。

4. 域外適用

GDPR において見られる「域外適用」の概念は、PDPA においても存在します。PADA5 条 1 項には、タイに所在するデータ管理者又はデータ処理者による個人データの収集、使用又は開示に PDPA が適用される旨が規定されていますが、これに加え、PDPA5 条 2 項により、PDPA は、タイ国外に所在するデータ管理者又はデータ処理者が、以下に関連する活動のために、タイ国内に所在するデータ主体の個人データの収集、使用又は開示を行う場合にも適用されます。

(1) タイ国内に所在するデータ主体に対して、商品又は役務を提供すること(データ主体が支払を行ったか否かにかかわらない。)
(2) タイ国内で行われるデータ主体の行動を監視すること。

上記の場合、PDPA5 条 2 項に基づき PDPA の適用対象となるデータ管理者は、PDPA37 条 5 項に従って、その代理人を書面で指名しなければならず、当該代理人は、タイに所在し、かつ、責任を制限することなくデータ管理者の代理人として行為を行う権

© Nishimura & Asahi 2020

限を与えられている必要があります。このように、タイ国外に所在する企業においても、PDPA5 条 2 項に規定されている活動を行う場合、PDPA を遵守する必要があり、留意が必要です。

5. 個人データの収集、利用又は開示に関する一般原則

第 1 に、データ管理者は、データ主体がデータ収集に先立ち又は少なくとも収集時点で同意していない限り、個人データを収集、使用又は開示することができないものとされています。ただし、PDPA 又は他の適用法令によりデータ主体の同意なく個人データを収集、使用又は開示することが認められている場合はその限りではありません。PDPA に定められている同意免除規定は、例えば、一般個人データについては PDPA24 条(下記 7 項参照。)、センシティブデータについては PDPA26 条(下記 8 項参照。)において定められています。

第 2 に、法定年齢未満である(タイの法定年齢は原則として 20 歳、法律上婚姻している場合は 17 歳)、又は、その他タイ法上無能力であるデータ主体に関して、PDPA 上特別な規定が置かれています。データ主体が 10 歳以上の未成年者である場合は、未成年者及びその親権者の双方の同意が必要となり、データ主体が 10 歳未満の未成年者である場合は、親権者の同意のみが必要となります。また、データ主体が無能力者の場合は、当該無能力者を代理して行為を行う権限を有する後見人の同意が必要となります。データ主体が被保佐人である場合は、被保佐人を代理して行為を行う権限を有する保佐人の同意が必要となります。上記は、未成年者、無能力者、被保佐人であるデータ主体に関して、同意の撤回、データ主体に対する通知、データ主体の権利行使、データ主体の苦情申立、その他の行為についても適用されます。

第 3 に、データ管理者は、収集に先立ち又は少なくとも収集時点でデータ主体に通知された目的の範囲に限り、個人データを収集、使用又は開示することができます。当該目的に適合しない個人データの使用は、(i)当該新たな目的がデータ主体に通知され、当該個人データの収集、使用若しくは開示の前にその者の同意が得られている場合、又は(ii)PDPA 若しくは他の法律の規定により許されている場合を除き、禁止されています。

6. 同意の条件

データ管理者は、データ主体の同意を得る場合、以下の条件を考慮する必要があります。

(1) 同意の要請は、書面又は電子的手段によって明確にされなければならない。
(2) データ管理者は、その個人データを収集、使用又は開示する目的をデータ主体に通知しなければならない。同意の要請は、他の事項と明確に区別され、理解しやすく容易にアクセスできる形式で、明瞭かつ平易な文言を用い、かつ、当該目的に関してデータ主体を欺罔し又は誤認させない方法で行わなければならない。なお、上記の形式は、個人情報保護委員会の通達により今後定められる。
(3) データ対象者の同意が任意に得られていることを確認するために、最大限の注意を払わなければならない。また、契約の締結又は役務の提供に当たっては、当該契約締結又は役務提供に必要でない又は関連しない個人データの収集、利用又は開示について同意を得ることを条件としてはならない。
(4) データ主体は、いつでも同意を撤回する権利を有する。かかる撤回は、同意が行われた方法と同程度に容易な方法で行うことができる必要がある。なお、同意の撤回は、データ主体による PDPA に基づく適法な同意の下で既に行われた収集、使用又は開示に影響を及ぼさない。

7. 同意取得の免除

PDPA は、データ主体の「同意」が、データ管理者による個人データの収集、使用又は開示を可能にする唯一の根拠であるとしていますが、PDPA 又は他の法律の規定により、データ主体の同意なしに個人データを収集、使用又は開示することが認められている場合は、この限りではありません。PDPA24 条及び 27 条は、センシティブデータ以外の個人データ(センシティブデータについては、下記 8 項参照。)について、収集、使用又は開示について同意を要しないとする免除規定であり、その概要は以下のとおりです。

© Nishimura & Asahi 2020

(1) 歴史的文書若しくは公益的記録の作成に関する目的達成のためである場合、又は研究若しくは統計に関する目的のためである場合
(2) 人の生命、身体又は健康に対する危険を防止又は抑制するためである場合
(3) データ主体が当事者である契約の履行に必要である場合
(4) データ管理者が公益のために行う業務の履行に必要である場合
(5) データ管理者の正当な利益のために必要である場合
(6) 法令遵守のために必要である場合

8. センシティブデータ

センシティブデータに関しては、PDPA26 条及び 27 条に基づき、その収集、使用又は開示について、データ主体の「明示的な同意」が必要となります。センシティブデータには、人種・種族的出身、政治的見解、宗教的・哲学的信念、性行動、犯罪歴、健康データ、障害、労働組合情報、遺伝データ、生体データ等に関連する個人データが含まれます。さらに、「生体情報」については、PDPA において、自然人の身体的又は行動上の特徴に関連する技術の使用から生じる個人データであって、顔認識データ、虹彩認識データ又は指紋認識データ等、当該人物を他の人物と識別するために使用することができるものをいうと定義されています。センシティブデータの収集、使用又は開示に「明示的な同意」を必要としない免除規定の概要は以下のとおりです。センシティブデータの収集、使用又は開示に必要な同意の免除については、PDPA24 条に規定されている一般的な個人データに関するものとは異なり(一般的な個人データに関しては上記 6 項参照。)、より限定的であることには留意が必要です。

(1) 人の生命、身体又は健康に対する危険の発生を防止又は抑止するための場合
(2) 財団、協会その他営利を目的としない団体であって、政治、宗教、哲学又は労働組合を目的とするものが、その構成員、前構成員又は当該団体と定期的に接触する者のために、当該団体の外に個人データを開示することなく、適切な保護措置を行った上、正当な活動を行う際に収集等が行われる場合
(3) データ主体の明示的な同意を得て、公に開示されている情報である場合
(4) 法的請求権の確立、遵守、行使又は防御のために必要である場合
(5) PDPA に規定された特定の事項に関して目的を達成し、法令を遵守するために必要である場合

上記のとおり、センシティブデータの場合は同意の免除の条件が異なるため、データ管理者は、まず、収集、使用又は開示する個人データがセンシティブデータであるかどうかを評価する必要があります。

9. インフォームド・コンセント

PDPA23 条において、データ管理者は、データ主体の同意を得る際、少なくとも以下の事項についてデータ主体に知らせることが要求されています。

(1) 収集の目的(PDPA24 条に基づいてデータ主体の同意なしに個人データを収集することができる場合(上記 7 項参照。)を含む。)
(2) 法令若しくは契約を遵守するために当該個人データが必要となる場合、又は契約の締結のために当該個人データが必要となる場合のその旨、及び当該個人データの提供を拒否することにより生じ得る影響
(3) 収集する個人データの内容及び収集する個人データの保持期間
(4) 個人データが開示され得る者
(5) データ管理者、データ管理者の代理人(該当する場合。上記 4 項参照。)、又はデータ保護オフィサー(該当する場合。下記 11 項参照。)の連絡先情報
(6) データ主体の権利

© Nishimura & Asahi 2020

10. 外国への個人データの移転

PDPA28 条において、データ管理者が個人データを外国に移転する場合には、当該個人データを受領する外国又は国際機関が適切なデータ保護基準を有していなければならず、また、当該移転は、個人情報保護委員会が定める個人データ保護のための規則に従って行われなければならないとされています。なお、データ管理者は、法令の遵守やデータ主体が当事者である契約の履行の目的である場合や、データ主体の同意が得られた場合等、PDPA における免除規定に基づき、個人データの移転を行うことができる場合があります。

また、タイに所在するデータ管理者又はデータ処理者が、共同して事業を行う目的で、外国に所在する関係企業のデータ管理者又はデータ処理者に対して個人データを移転することに関する個人データ保護方針を整備し、個人情報保護委員会事務局によって当該個人データ保護方針が審査及び認証された場合は、PDPA28 条の遵守が免除されます。なお、個人情報保護方針に関する規制、「共同して事業を行う」関係企業の定義、個人情報保護委員会事務局による審査及び認証の規則・方法については、個人情報保護委員会によって未だ定められていません。

11. データ保護オフィサー

データ管理者及びデータ処理者によるデータ保護オフィサー(Data Protection Officer。以下「**DPO**」といいます。)の設置は必ず義務付けられているものではなく、以下の場合にのみ必要とされています。

(1) データ管理者又はデータ処理者が、個人情報保護委員会により定められ、かつ、公表されている公的機関である場合
(2) 個人データの収集、使用又は開示におけるデータ管理者又はデータ処理者の活動が、個人情報保護委員会が定める基準に基づき大量の個人データを管理するという理由で、個人データ又はシステムの定期的な監視を必要とする場合
(3) データ管理者又はデータ処理者の主要な活動が、PDPA26 条に基づくセンシティブデータの収集、使用又は開示である場合(上記 8 項参照。)。

DPO の主要な義務は、PDPA の遵守に関して、データ管理者又はデータ処理者(それらの従業員又はサービス・プロバイダーを含みます。)に対して助言を与えることです。DPO は、データ管理者又はデータ処理者のスタッフとなるか、又はデータ管理者若しくはデータ処理者との契約に基づくサービスプロバイダーのいずれかになります。なお、本ニューズレターの執筆時点では、DPO の資格要件に関する規制は個人情報保護委員会によって定められていません。

12. データ主体の権利

PDPA において、以下のデータ主体の権利が認められています。

- データ主体によるアクセス権
- データポータビリティ権
- 異議申立権
- データ消去権
- 訂正権
- データの収集、使用又は開示の制限権

PDPA では、データ主体がその権利をどのように行使するのかについては規定されておらず、詳細は今後下位法令等で定められると思われます。

13. 苦情

データ主体は、データ管理者、データ処理者又はそれらの従業員若しくは請負業者が PDPA の規定に違反し又は遵守しなかった場合、専門家委員会に苦情を申し立てる権利を有しています。専門家委員会は、当該苦情について検討し、決定を行う権限を

© Nishimura & Asahi 2020

有しています。また、専門家委員会は、適切と考えられる場合、違反者に対して課徴金を科す権限を与えられています(下記 14 項参照。)。

なお、本ニューズレター執筆時点において、専門家委員会はまだ設置されていません。

14. 罰則等

PDPA においては、(i)民事責任、(ii)刑事責任、及び(iii)行政責任の 3 種類の責任が定められています。

民事責任については、PDPA は、一般的な不法行為があった場合に裁判所が認める通常の実損害に加え、データ主体が被った損害の重大性、データ管理者又はデータ処理者が取得した利益、データ管理者又はデータ処理者の財務状況、データ管理者又はデータ処理者が提供した救済策、データ主体による損害発生への寄与(もしあれば)等の諸事情を考慮し、実際の損害額の 2 倍を超えない範囲で懲罰的損害賠償を認めることができるとしています。PDPA 上の個人データに関する不法行為に起因する損害賠償については、被害者が損害及び損害賠償責任を負うデータ管理者又はデータ処理者について最初に知った日から 3 年(一般的な不法行為については 1 年とされています。)を経過した後、又は個人データに関する不法行為が発生した日から 10 年を経過した後は、時効により請求することはできないものとされています。

刑事責任については、データ管理者が、センシティブデータに関して行った違反行為で、他人に損害を与え、他人の名誉を毀損し、又は他人を侮辱、憎悪若しくは屈辱にさらすおそれのあるもの、又はデータ管理者若しくはその他の者が違法な利益を得る目的で行われたものに限定されています。データ管理者が法人であり、かつ、当該違反が、当該法人の行為に責任を負う取締役、管理者又はその他の者により与えられた指示又は不作為の結果として行われた場合は、当該法人も当該違反について定められた刑罰の対象となります。また、刑事責任は、DPO 等、PDPA に基づく義務の履行の結果他人の個人データを知ることとなった者が、データ主体の同意なく当該情報を他者に開示した場合にも及びます。刑事罰には、禁固刑、罰金刑又はその両方が含まれます。

行政責任については、上記 12 で述べたように、当該問題が専門家委員会に対して申し立てられた場合、専門家委員会は、違反者に対して課徴金を科す権限を有しています。PDPA に基づき科され得る課徴金は最大で 500 万バーツとされています。

かつべ　じゅん
勝部　純　　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
j_katsube@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録、2013 年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014 年ニューヨーク州弁護士登録、2017 年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016 年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。
近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社が知るべき品質不正対応の 4 つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。

Chanakarn Boonyasith　　SCL Nishimura　パートナー弁護士
chanakarn@siamcitylaw.com

コーポレート・商事、労働・雇用、企業間契約等を取り扱う。幅広い産業分野に関して、私的・公的取引について国内外の企業にアドバイスする。また、タイ国内及び国際イベントにおいて労働法、データ保護法に関するゲストスピーカーを務めるとともに、タイ国内の複数の大学で非常勤講師を務める。国内外の法律雑誌への寄稿も多数。

Pitchabsorn Whangruammit　　SCL Nishimura　弁護士
pitchabsorn@siamcitylaw.com

雇用、個人情報保護関係を中心に取り扱い、契約関係のアドバイス、当局対応等も執り行う。また、国際的な仲裁、商取引における経験も有する。

（当事務所の連絡先）　東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代)　Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@jurists.co.jp　URL: https://www.jurists.co.jp
© Nishimura & Asahi 2020